

## 遼寧省における東北振興戦略と中日協力の可能性

中国・遼寧社会科学院副院長、研究員 李向平

### 1、中国遼寧省における旧工業基地振興戦略の要点と政策

遼寧省は中国が1950年代に計画経済体制を採用していた時代に、全国の資源を集めて建設された重化学工業基地である。1978年、中国の改革開放以後、計画経済から市場経済へと移行し、発展の重点を重化学工業から繊維工業などの軽工業に転換した。しかし、遼寧省は改革と産業構造の調整が遅れているため、経済体制と産業構造が全国の体制と構造の変化についてゆけず、成長の遅れ、失業の激増など、経済成長に相対的衰退現象が現れ、旧工業基地問題と呼ばれている<sup>1</sup>。2003年、中国で東北地域などの旧工業基地振興戦略の実施が始まった。遼寧省の旧工業基地が目指す振興目標は以下のとおりである。2010年までに、国家の近代的装備製造と原材料加工を主とする新型の産業基地と新たな成長地域を建設し、経済成長の速度と利益の成長率が継続的に東部沿海地域のレベルに追いつき追い越すことである。都市住民の一人当たりの可処分収入が全国のレベルに達し、農民一人あたりの手取収入が沿海部の省の平均水準に達するのが目標である。

以上の目標を実現する上で鍵となるのは、国有大型企業の権利制度（資本所有権利の制度）の変革を中心とする体制改革が順調に進むかどうかである。今までに、遼寧省の中小国有企業を対象とした権利制度の改革がほぼ完成した。しかし、体制的な矛盾は地域内産業の主導的地位を占める国有独資大型企業の改革が遅れていることに現れている。そのため、国有大型企業の改革は、権利制度の多元化を中心として行うべきである。先進技術を持ち、かつ資金調達力に優れた非国有企業を国有企業と合資・合作させ、国有企業体制を束縛している過去の債務負担問題を解決し、旧工業基地改革を深める重要な方策である。

21世紀に入り、中央政府と遼寧省は、国有資本を国民経済の命脈に関わる重要企業・戦略的領域と優位性を持つ産業に集中させるという基本政策をとっている。その他の企業・領域の国有企業は市場経済の中で競争にさらされる。国家が単独で経営すべき少数の戦略性を有する独占資源企

業を除いて、他の企業は投資主体の多元化を推進し、混合所有制及び非公有制経済システムを発展させ、国有資産の管理制度を改革し、国有資本の経営効率を高め、現代的企業制度を築き上げる。国際競争力を有する大型企業及びそのグループを養成し、国有企業は国際資本と合資・合作することを激励する方向である。

2005年、遼寧省の国有大中型企業の改革は市場化への方向を踏み出した。国務院弁公庁は『東北旧工業基地を促進するに当たり、対外開放を一層拡大する実施意見』を発表した<sup>2</sup>。文件は東北地区において、「外国資本が国有企業の改組・改造に参与することを激励し、体制と企業システムに新機軸を打ち出すことを加速させる」ことを強調した。東北地域に国内の他の地域にまだ与えていない5条の改革政策を与えた。すなわち、非戦略的産業で国有経済が外資利用の新たな方式を探索し、外国資本による合併・買収や株式保有など、多種の方式で国有企業の改組・改造に参加することを激励すること。外国資本は合併・買収などの方法で資本参加するとき、過去の未納税金は国務院の許可を得た上で、免除されることができると。投資した外国企業が法律により金融資産の管理会社から不良債権や株式を購入することを許可し、入手した資産を活用ないし処分する権利を許可すること。外資に合併・買収された後の元国有企業の従業員を経済的な理由で解雇する場合、社会保障などの面で内国民待遇とし、国家の規定と制度を適用すること。東北の企業の所有権利を売買するシステムを確立し、外国の投資者が合併・買収や株式の売買を行う場合、便利なルールと投資環境を提供すべきこと。

国家の前述した政策を着実に実行する中で、遼寧省政府は2005年から2年間をかけて、地方に所属している国有大型企業の株式制度の改造をほぼ完成させ、地方の中小型国有企業の権利制度の改革を完成させる方針である。地方の国有大中型企業は国内外の投資者にアピールするため、国有資本が絶対的な支配権を持つ大型炭鉱などを除き、その他の地方国有企業は持ち株権の比率の制限を撤廃し、市場

<sup>1</sup> 東北旧工業基地は、石炭加工とエネルギー開発に設備を提供することで発展してきた重化学工業地域である。資源の枯渇と市場の需要の変化を受けて、重化学工業地域の経済的衰退をもたらした。しかし、中国の旧工業基地は特殊な事情がある。すなわち、中国の経済体制が改革開放へと転換する中で、重化学工業と国有経済を中心としてきたこの地域は、体制改革が遅れ、経済発展も相対的に遅れる結果となっている。中国経済は全面的に市場化へ移行し、重化学工業も新たな発展段階に入ってきた。東北の重化学工業が体制改革を行うことによって、主要な発展地域になる可能性もある。

<sup>2</sup> 『遼寧日報』2005年8月22日。

の状況により他の権利主体の参入あるいは株式保有を導入する。遼寧省政府は改革を支持する具体的な措置を制定している。各業種の国有企業の改革に参入を奨励し、改組以後の失業者を適切に再配置することである。地方政府は失業者に手を貸し、税金を免除し、自営業を営む者への許可証の制限を緩和し、特惠的に土地を提供し、主要生産と副業生産を分離するコストを負担し、成功経営者を激励するなどの手段で支持政策を行うことである。初期推計によると、省政府が国有企業を更に深める改革に支払うコストは90億元である。

## 2、遼寧省の国有企業改革における新しい動きと問題点

遼寧省政府の関係部門の統計によると、2005年6月末までに、遼寧省政府に所属する647社の国有企業の内、150社について国有独資から体制の権利多元化への転換を完成させた。これは体制改革すべき企業の23.2%を占めている(資源独占の企業を除く)。全省で323社の国有中小企業が体制改造を完了した。これは全省の体制改造対象企業の12.6%を占めている。体制改造の主要な形式は権利譲渡、株式制度への転換、倒産などである。そのうち権利譲渡企業は145社であり、44.9%を占め、株式制度への転換は72社で22.3%を占め、倒産は56社で、17.3%を占めている。全省の国有企業の体制改造は80%程度進み、1,298社の国有中小企業の体制改造が完成した。国有資本の退出において、非公有制経済は比較的大きな役割を果たした。その付加価値は全省企業の付加価値総額の44.2%を占めている。

体制改造の発展により、予期した成果が得られるかどうか、未確定の要素が依然として存在している。我々が行った遼寧省の国有企業の調査によると、次のような障害・課題がある。

### 国有企業の有効な資本経営主体の欠落

国有資本の売買の中で、行政干渉が強い、あるいは内部の人の制御が強いという二種類の越権行為が繰り返し現われている。国有資産管理体系の中心的問題は国有資産管理会社の機能を欠いていることである。2004年、省・市国有資産管理局は政府の国有企業資本の監督機構として、国有資本の売買の方策を決める権利が行政指導者に移された。しかし、行政指導者の資本運営の方策を決める目標と、資本所有者が最大利潤目標を追求する目標は必ずしも一致していない。行政指導者は企業の実際の状況と発展を完全に把握していないため、その方策を決めることと社員の利益が完全一致することも不可能であった。方策を決めるときの失策の可能性も高い。

改革コストの負担問題：過去の債務返済、失業者など国有企業は計画経済体制から市場体制への転換プロセスの中で、移行的な制度の配置が欠けているために、大きな債務負担が形成された。これは改革のコストである。体制転換を実現するために、国有企業の過去の債務は政府が負担すべきである。しかし、遼寧省政府はこの部分の債務の全額を支払う財力がないため、企業は資本剰余金を通して過去債務を返還することを託している。しかし、これは企業改造のコストが大きく上まわることとなり、国有企業の改革が困難になっている。

競争力を持つ産業で中央政府管轄下の国有企業改革の進展が遅い

遼寧省で中央政府管轄下の国有企業の社員数と生産量は遼寧国有企業の60%以上を占めている。鉄鋼、石油化学、交通運輸設備の製造など多くの資金と技術を有する分野にわたっている。これらの企業が強い市場競争力を持ちうるかどうか遼寧省の旧工業基地の振興に決定的な意義を持っている。しかし、今までのところ、中央政府の管轄下にある国有企業は国有独資の体制を殆ど改革していない。遼寧省旧工業基地の市場化改革の特殊な要求は遼寧地域内の中央政府管轄下の企業の改革を加速させることであり、その子会社の国有資本と配下の国有企業及び他の所有制資本の融合問題を解決することである。旧工業基地の地域の市場に有効な競争環境の形成を促進する。遼寧省内の中央政府管轄化にある国有企業の改革はまだ解決していない。

外資の独資を目指す傾向と国有企業の体制改革の願望の矛盾

2000～2005年の間に実行された遼寧省内の外商直接投資の中で日本資本は345,312ドルに上り、全省の外商直接投資総額の17.6%を占めている。日本の多国籍企業は中国遼寧省への投資には相当慎重で分散的である。主な分野は電子工業、自動車部品、商品流通、大型空調、建築材料、飲食サービス業などの産業で、多くは加工業の中小企業である。しかし、遼寧省の基幹産業である鉄鋼、石油化学、工業設備の製造などの分野への投資はまだ行われていない。この状況は中国がWTO加盟前及びその過渡期に外国資本の大型国有企業への参入比例を制限してきたことや、大中型国有企業の体制転換コストが高いこと関係がある。また多国籍企業が独資戦略を実施する傾向と関係している<sup>3</sup>。特に日本企業の中国への参入戦略は中国の低賃金労働力を利用した低付加価値工程を産業内工程分業の中に位置づけるという体系が形成された。このような大規模な中国事業

戦略があって、個別の中国市場戦略がないため、日本企業は遼寧省で大規模な投資が形成されなかった。中国がWTOに加盟して以来、遼寧省の日本企業が追加投資することや独資化改造を含む中国市場戦略を実施する動きが少し見えたが、今のところ中国事業戦略で形成された企業の基本構造は変わっていない。日本資本を含む外国資本が独資戦略を実施することや、あるいは「中国事業戦略」を堅持することと、中国が外資を誘致して大型国有企業を改革する願望とは合致していない。

### 3、遼寧省における国有企業と外資の提携の三つのモデル及びその体制改造の意義

省政府の支持の下で、国有企業の過去の債務の処理問題は最終的には政府が負担すべきである。構想段階にある国有資本経営会社も今後次第に設立され、前述した体制改造への障害が徐々に解除されるにしたがって、競争力を有する国有大型企業の改造は活発になってくるだろう。これは日本資本が中国の中心的産業に進入する良好なチャンスとなる。そのために、外国資本が中国への参入のモデルを研究するのは意義がある。

遼寧省において日本資本を含めて、外国資本を誘致して国有企業と合資・合作を進める方法として、三つのモデルが形成された。

一つ目は技術合作（技術提供）のモデルである。国有企業は有償または無償で日本企業の技術移転を受ける。例えば、1988年と1992年、国有瀋陽金杯汽車股份有限公司（瀋陽金杯自動車株式会社）と日本のトヨタ自動車は2回にわたって技術援助とその拡大に合意した。このようなモデルは国有企業の権利構成の改革には及ばなかったため、国有企業の改革に実質的に影響はないと考えられる。

二つ目は、「接木型」合資モデルである。国有企業は不動産あるいは他の資産を基にして、外国資本と連合して新たな子会社を創る。例えば、大連冰山集団と日本の三洋電機など多数の外国資本がそれぞれに大連三洋制冷有限公司を設立した。子会社の設立によって、国有企業は国有資本の持株会社に転換し、機能を変え、権利構成にも間接的な変化をもたらした。

三つ目は權益的合資である。合作の初期時点ではまず国有企業と外資企業が連合して合弁会社をつくり、その後外国資本は増資と株式の買取などの方式で、次第に会社の株を支配するようになり、最終的には、合弁会社を100%外

資企業に転化させる。例えば、1993年、国有企業瀋陽空調器工場は、瀋陽市政府の産業投資会社、日本三洋電機空調株式会社、三洋電機（中国）有限公司、日本豊田通商株式会社など5社と投資して三洋空調有限公司を設立した。2002年日本三洋電機空調株式会社は二つの中国側の会社の株を買取り、この企業は完全に日系企業となった。

前述の3つの外国資本の参入方式の中で、2番目の「接木型」合資方式は国有大中型企業の中で次第に体制改造することができる上、企業権利の多元化が形成された新型の国有企業形式では、公有制が国民経済の中で主導的地位を確保する重要な意義がある。中国では施行しやすく、しかも危険性も比較的小さい。合資の双方にとって互いに有利である。しかし、このような方式は、外国の多国籍企業が株式を支配して独資化を目指す傾向と相反している。中国企業にとっては競争優位を持つ産業での実施にふさわしく、あるいは国外中小企業と国有企業の合資合作に適する。

3番目のモデルは、国有資本が工業製造業から退出することを促進している。外国の多国籍企業は旧工業基地で競争力がある産業の中で独占的となり有利である。国有企業の戦略的調整に対して、一般的な競争産業、特に競争優位を持たない産業の退出に積極的な意義がある。しかし、国有企業の体制転換には直接の役割は果たせない。

外国資本の独資化戦略という見地から、遼寧省で競争力がある国有企業の体制改造はおそらく二つの段階で進んでいくだろう。第1段階は、まず中央政府直轄の大型国有企業グループ、あるいは国内で実力がある非国有企業が全体的に合資・合作することである。それぞれ国有権利代表者は各自の株を支配し、非国有資本も含まれ、社員が株を保有することを含めて株式制度の企業グループが形成されることであろう。市場経済に最も適応でき、競争力がある新型国有企業グループが生まれるだろう。第2段階は、総合的競争力の増強に基づいて、平等な競争原理の下で株の上場を通して国内外の投資家に株を売り出すことや、あるいは直接に外国資本と合資・合作することで、中国と外資の合資の株式会社に体制を改造することであろう。

多くの大型国有企業が「接木型」合資方式を通して国有資本が経営している会社を改革し、その子会社の合資企業は名義上では国有企業を呼ばれるが、元々の国有企業とは本質的に区別されており、市場経済に完全に適応する新型国有企業となる。

<sup>3</sup> 中国対外経済貿易部国際経済貿易研究院多国籍会社研究センター王志楽編集の『多国籍会社の中国投資報告』（《跨国公司在中国投资报告》）、中国経済出版社2003年版を参照のこと。